議案第１０８号

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第257号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条、第６条関係）

| 区分 | 入浴料又は給湯料 |
|---|---|
| おとな | １回につき420円<br>回数券12枚つづり4,200円<br>回数券25枚つづり8,400円 |
| こども<br>（小学生） | １回につき150円<br>回数券12枚つづり1,500円<br>回数券25枚つづり3,000円 |
| 幼児 | 無料 |
| 貸切風呂 | １室１時間当たり1,870円<br>とし、平日の利用については<br>１室１時間当たり1,500円 |
| 20リットル | 1,100円 |

| | |
|---|---|
| 10リットル | 700円 |
| 2.0リットル | 250円 |
| 0.5リットル | 120円 |

備考　貸切風呂の利用の最低単位は１時間とし、１時間を越える場合は30分までごとに１時間当たりの入浴料に２分の１を乗じて得た額を追加徴収する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第６条関係）

| 容量 | 年度購入量 | 給湯料 |
|---|---|---|
| 10リットル | 5,000個以上10,000個未満 | 560円 |
| | 10,000個以上 | 490円 |
| 2.0リットル | 10,000本以上20,000本未満 | 200円 |
| | 20,000本以上 | 175円 |
| 0.5リットル | 10,000本以上20,000本未満 | 96円 |
| | 20,000本以上 | 84円 |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。